

**全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額
（平成21年4月分～）**

標準報酬		報酬月額	健康保険料	
			介護保険第2号被保険者に 該当しない場合	介護保険第2号被保険者 に該当する場合
等級	月額		8.2%	9.39%
1	58,000円	円以上 ~ 円未満 63,000	4,756円	5,446円
2	68,000円	63,000 ~ 73,000	5,576円	6,385円
3	78,000円	73,000 ~ 83,000	6,396円	7,324円
4	88,000円	83,000 ~ 93,000	7,216円	8,263円
5	98,000円	93,000 ~ 101,000	8,036円	9,202円
6	104,000円	101,000 ~ 107,000	8,528円	9,765円
7	110,000円	107,000 ~ 114,000	9,020円	10,329円
8	118,000円	114,000 ~ 122,000	9,676円	11,080円
9	126,000円	122,000 ~ 130,000	10,332円	11,831円
10	134,000円	130,000 ~ 138,000	10,988円	12,582円
11	142,000円	138,000 ~ 146,000	11,644円	13,333円
12	150,000円	146,000 ~ 155,000	12,300円	14,085円
13	160,000円	155,000 ~ 165,000	13,120円	15,024円
14	170,000円	165,000 ~ 175,000	13,940円	15,963円
15	180,000円	175,000 ~ 185,000	14,760円	16,902円
16	190,000円	185,000 ~ 195,000	15,580円	17,841円
17	200,000円	195,000 ~ 210,000	16,400円	18,780円
18	220,000円	210,000 ~ 230,000	18,040円	20,658円
19	240,000円	230,000 ~ 250,000	19,680円	22,536円
20	260,000円	250,000 ~ 270,000	21,320円	24,414円
21	280,000円	270,000 ~ 290,000	22,960円	26,292円

「介護保険第2号被保険者」とは、「40歳以上65歳未満の方」です。

医療に係る保険料率（8.2%）のうち、5.0%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となっており、3.2%は長寿医療制度支援金等に充てられる特定保険料率となっています。